



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第17号 : 研究特集Ⅱ
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1989, 17, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78827
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

高昌文書中の「劑」字について(下)

- 『吐魯番出土文書』割記(八) -

關尾史郎

【「劑」字の用例と意味】

ここでは、「劑」字が用いられている高昌文書を一点づつ上げ、その用例と意味について考えてみたい。なお検討の順序は『文書』の収録順にしたがう。

①年次未詳高寧・臨川等處僧通錢等條記(67TAM364:13 〈録〉『文書』Ⅲ、二〇〇頁)

わずか全三行の文書だが、第二行に「高寧五月劑僧通錢九十八文」とある。鄭学稼氏の補助説はもとより、本色に相当する品目が明記されていないので、唐長孺氏の折納説も成り立たない¹⁾。謝重光氏の調説も、もしこれが調であれば、「劑」字と税目(品目)である「錢」の中間に僧俗区別を示す「僧」字や滞納を意味する「通」字が挿入されていることになり、いかにも不自然の感をまぬがれない。むしろ條記文書と同じく、月に続けてこの文字が記されていることに注目すべきであろう。やはり、「高寧(県)で(某年の)五月分として僧侶に対して賦課した銀錢で、納入されるべくして納入されていない分(すなわち滞納分)が合計で九十八文」というように解釈するのが妥当ではあるまいか。

②乙酉・丙戌歳(五六五・五六六年或六二五・六二六年)某寺條列月用斛斗帳歷(67TAM377:06, 04, 03, 07, 02, 01, 08, 05 〈録〉『文書』Ⅲ、二二五頁～二三四頁)

ある寺院の出納帳で、現存部分だけでも七八行に上る。「劑」字は、第四〇行の「床陸拾究斛、得錢陸拾究文、用上三月劑道俗官絹」と、第六六行の「麥拾貳斛、得錢拾貳文、用口口劑遠行馬」の二か所に出てくる。前者では床を売って銀錢を得、それを官に納入する絹に充当したことが表わされている。また後者も、麥を売って得た銀錢を遠行馬の負担に充当したことを示している。いずれの場合とも、銀錢でさらに絹や馬を購入したと解釈するよりも、むしろ絹(官絹)や馬(遠行馬)の負担を銀錢で代納したと考えるべきであろう。このうち前者については、「劑」字と税種目の「官絹」²⁾の中間にわざわざ僧俗区別の「道俗」³⁾が記されているので、公文書でないとはいえ、謝重光氏の調説が成立しがたいことの証左となろう。また後者についても、「劑」字の直前の二字が判読されておらず、詳細を知ることができないのは残念だが、「某月」が入る可能性も充分にある。なお負担としてはこの「官絹」と「遠行馬」以外にも田租が、第一七行に「粟拾陸斛伍斗、用」輪租」と出てくるが、ここには賦課月がなく、「劑」字も見られないこと、および「得錢若干文」という記述がないので、田租が生産物で納入されたと思われること(すなわち租粟)なども指摘しておきたい⁴⁾。

③年次未詳永安等地劑僧俗通絹錢條記(67TAM366:5 〈録〉『文書』Ⅲ、三三五頁)

永安五月劑俗通絹錢七十一文半。次十月團

通錢七文。

□聖十月劑俗通絹錢冊文。 次僧通錢

(後 缺)

唐長孺氏が折納説の根拠としたこの文書は、①とほとんど同じ様式を有しており、機能も等しいとみてよかろう。すなわち先ず郡県ごとに、次に賦課月ごとに、そして最後に僧俗（ただし、順序は俗が僧に先行する）ごとに「絹錢」（絹の負担を銀錢で代納したものであろうか）の滞納分を集計して書き出した文書である。「劑」字は三か所に出てくるが、いずれも賦課の時期と思われる月の直後にあり、単独で用いられてはいない。僧俗区別や滞納を意味する「通」字が「劑」字と税目（品目）の中間に挿入されていることも①と全く同様であり、その意味も①に準じて考えるべきであろう。

④延和八（六〇九）年七月至延和九（六一〇）年六月以後錢糧帳⁵⁾（72TAM151:95 〈録〉『文書』IV、一五一頁～一五二頁）

延和八（六〇九）年の七月一日から、翌九年の六月二九日までに、内藏をはじめとする国庫に収納された銀錢や生産物を集計したと思える文書だが、その第二行に、「次得前劑□」通錢柒遷（千）柒□とある。負担に関係があることは明らかでありながら、賦課月の記載はなく、単独で「劑」字が登場する唯一の事例である。しかしこれも基本的には「分」の意味を有していると考えてよいだろう。この場合、「劑」字の直前の「前」が、標題にある期間以前、すなわち延和七（六〇八）年七月一日から翌八（六〇九）年六月二九日に至る期間をさしていたとすれば、全体の文意は以下のようになろう。つまりこの期間内に賦課されていた銀錢の負担（それは減錢である可能性が高いが）は全額が期間内に納入を完了したわけではなく、滞納が出た。この滞納分のうち全てか一部かは不明だが、いずれにせよ期間があらたまってから納入され、その総額が七千文にも上ったということであろう。このように解釈するならば、「劑」字はここでは一般的な意味において「分」（前の期間に賦課された分）と同義に用いられていたと判断できよう。

⑤義和二（六一五）年十二月參軍慶岳等條列高昌馬鞍轡帳（72TAM151:62 〈録〉『文書』IV、一七三頁～一七四頁）

全一三行からなる鞍轡の供出者の名簿であるが、その第一行冒頭に、「高昌馬案薦壹劑」とある。文中で鞍轡の量詞として用いられているのは「具」字なので、「劑」字が量詞として用いられているとは思えない。むしろこの部分は、文書全体の標題ともいえる部分であることを考えあわせれば、「高昌から一（月）分の鞍轡（を供出するべき者とその数リスト）」というように解釈できないこともない。文末の第一三行に「義和二乙亥歲十二月九日、參軍慶岳・主簿□兕・范・馮 四人條」とあり、前年末に次年度の供出の割り当てを決定して、この文書が作成されたと考えられることも可能なので、この場合も「劑」字が「分」の意味で使われている例といえるかもしれない。

しかしその一方で問題もある。それは、先ず第一に、「月」字が省略されていることである。そして第二に、年月日を示す場合、吐魯番文書では原則として漢数字が用いられているということである。しかしこの場合は、「一」ではなく、「壹」であるから、これが「一月」を意味しているとは断定しがたいのである。したがって残念ながら、ここでは結論を保留しておきたいと思う。ただ断わるまでもなく、仮にこの「劑」字が「分」と解釈できなくとも、折納説や調説、ましてや補助説の根拠にもなりえないことは明白であろう。

⑥延壽元（六二四）年六月勾遠行馬價錢勅符（大谷1310, 1466, 1311, 1486, 1497, 1501, 1464, 2401 〈録〉『籍帳研究』、三一二頁～三一三頁）

『文書』に収録された文書以外にも、「劑」字の見える史料が一点だけある。龍谷大学大宮図書館

に所蔵されている大谷文書中にある、遠行馬（價）銭の納入を郡県に指示したこの符がそれで、八断片中、1310、1311、1497、および2401の四断片に「劑」字が確認される。いずれも欠損部分が小さくないが、そのうちで唯一本文がほぼ完整している1311には、第三行に、「（前略）彼郡今須甲申歲六月劑遠行馬價錢、沿三月劑通錢」とある⁶¹。この年の六月分として賦課された遠行馬（價）銭とともに、三月分として賦課されたうちの未納分の納入を合わせて指示した文言と考えられる。ほかの三点のうち、1310と1497はこれと全く同じ様式であり、また2401も紙背第二行に、「□田歲三月劑遠行馬價錢」とあるから、「劑」字の有する意味に変化はない。

【ま と め】

管見の限りでは、高昌文書に見える「劑」字は以上の六例である。このうち、①～③、および⑥にの四件については、「劑」字は負担が賦課された単位としての月とともに表われ、「分」説と矛盾しないどころか、まさにそれを補強する有力な材料ともなるべき事例であった。しかし④と⑤の二件は、必ずしも「分」と解釈できるとは限らない例であり、とくに⑤は、「分」と解釈するのにはかなりの無理があることも認めざるをえないものであった。しかし「劑」字自体は、本来多様な意味を有していたはずで、同時代に同一地域で作成された文書にみえる全ての「劑」字が全て同じ意味を有していなければならない、ということはないはずである。むしろ、本稿でなによりも確認したく、また確認できたと自負していることは、高昌文書中の「劑」字はいずれも、鄭学稼氏の補助説はもとより、唐長孺氏の折納説や謝重光氏の調説が成立しがたいことを示しているということなのである。このことが確認されれば、この小論の目的は既に達成されたことになる。（完）

【註】

- (1) 第一行に、「百？□□□綿八斤六兩」とあり、あるいは綿を銭で折納したと考えられないこともないが、確証は全くない。
- (2) 「官絹」がいかなる税種なのか、とくに丁税との関係の有無についてはなお今後の検討に委ねなければならないが、当該文書以外では、「高昌年次未詳諸寺官絹捐本」（67TAM92:46(a), 45(a), 50/2(a), 50/1(a), 44(a), 49(a)〈録〉『文書』V、一八一頁～一八三頁）に「官絹」の語がみえている。
- (3) 僧俗区別は條記文書などでは「僧」と「俗」で表記されているが、「高昌年次未詳侍郎焦朗等傳尼顯法等計田承役文書」（68TAM99:6(a)〈録〉『文書』IV、補遺六四頁～六五頁）では、徭役について、「俗」に対して「僧」のかわりに「道」が用いられているので、「僧」と「道」は通用されていたと考えてよいだろう。それよりも、ここでは「道俗」とあることに注目しておく必要がある。寺院の財政から一般の俗人の負担分が支出されているのであって、このことは寺院の内部に俗人がその構成員として恒常的に存在していたことを示しているのではないだろうか。
- (4) スタインが将来した「高昌年次未詳某寺條列月用斛斗帳歷（仮称）」（N°319-Ast. IX. 3. 09〈録〉D. C., p. 154）も、②と同じ様式をもつ文書だが、その第七行にも「粟十四石六斗、用輸租」とあり、やはり②と同じことを指摘できる。
- (5) 『文書』の標題は、「高昌延和八（六〇九）年七月至延和九（六一〇）年六月錢糧帳」となっているが、作成時期を尊重して、本文のように改めた。
- (6) ⑥の録文は、『籍帳研究』のほかにも、小田義久主編『大谷文書集成』第一卷（法蔵館・龍谷大学善本叢書五、一九八四年）に掲載されているが、いずれも、池田温「中国における出土文字資料整理研究の近況－国家文物局古文獻研究室の活動－」（『東方学』第六四輯、一九八

二年)と、本誌第三号を併照する必要がある。

【引用文献略号表】

『籍帳研究』：池田温『中国古代籍帳研究－概観・録文－』東京大学出版会、一九七九年。

D.C. : H. Maspero, Les Documents Chinois, de la troisieme expedition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale (London, 1953).

(一九八九年六月三日稿了／七月二〇日補訂)

麹氏高昌国の遠行車牛について(2)

－「高昌某年傳始昌等縣車牛子名及給價文書」の検討を中心にして－

荒川正晴

前号に掲出した車牛運用表のうち、(c)・(e)両件には、酒泉県令の陰世校が「宣」し、門下校郎の司空明肇と通事令史の辛孟護が「傳」したことが明記されている。その間に載せられる(d)件も、「宣」者の名は欠落しているものの、「傳」した門下校郎と通事令史は同一人物であることが知られる。このことは、一連の(c)以下の記録が、酒泉令・陰世校の「宣」により、官府及び東宮所有の車牛(c)件及び西頭所有の車牛(d)・(e)件が天公園に遣わされ、それに対して規定の銀錢(ここでは近道價)が各所有者に支出されたと推測できよう。そして、その事実が門下校郎の司空明肇と通事令史の辛孟護の二人を通じて、車・牛を統督する所管の官司に「傳」されたことを示唆している。また運用目的は異なるが、この前年の(b)件にも冒頭部が欠落するものの、「傳」の字が五行目冒頭に記されている。即ち、本文書は、性格は明確ではないが、車・牛を督する官司に「傳」されてきた、一定の期間における車牛運用に関する諸件を、何らかの目的のもとに当該官司でまとめた案件の一部と認められよう。

麹氏高昌国の公的な文書に見える「宣」や「傳」の字の解釈については、今後の検討に待つべき点が多いが、基本的に「宣」・「傳」という文字が、高昌王の「令」を「宣」し、「傳」という意味で使用されたものとするならば¹⁾、本文書に見える車牛の運用は、王「令」によって指示されたものに限られると判断できよう。このことは即ち、ここに載せられる一連の運用は、当期間における高昌国での車牛の運営全般を伝えたものではないことを明示する。歳が改められてからの最初の日付が、二月二二日であるという事実も、これら諸件がきわめて限定された運用であったことをうかがわせる。

ところで、この遠行車牛を供出した所有者たちは、(b)件では始昌(県)の遠行車牛子として、(d)件及び(e)件では、西頭の遠行牛子、もしくは西頭の遠行車牛子として登載されている。(b)件の始昌県については、現時点では、0i-tam廃址に一応比定されている²⁾が、いずれにせよ、現在の吐魯番盆地最西端に位置するトクスン・オアシスに近在していたことは疑いない。おそらくは、この始昌県城を本拠とする遠行車牛子の一団であったと見られよう。当県の地理的な位置を考慮するならば、本件の目的地が吐魯番の西方に隣接する焉耆(カラシャール・オアシス)であることは、この始昌県に備えられた遠行車牛の役割・機能が、主として吐魯番と焉耆とを結ぶことにあったと想像される。

ところが、これに対して、西頭に所属する遠行車牛子の所在を見ると、安樂(Turfan)³⁾・永安(現在地は不詳ながら、ヤール・ホト周辺か)・滄林(Bulal'iq)⁴⁾であり、前件と異なり、所属地と

しての統一性はまったくない。しかしながら、これらはいずれも高昌城からみれば、西側地区に存在していたことを、その共通する性格として注目しておかねばならない。また目的地たる天公蘭の所在地は不詳ながら、先の焉耆派遣に対しては遠道價が支払われたのに対し、この天公蘭派遣には近道價が支払われており、この地が吐魯番盆地内に存在した蓋然性は高い。であれば、この西頭の遠行車牛子とは、高昌国境域内において、高昌城以西地区、とりわけ高昌城とは比較的距離のある地域との輸送に従事したものとも考えられよう。西頭という名称は、国内での遠行車牛の活動の範囲を示唆していると見られる。

このように遠行車牛は、国外との運送に使用されると同時に、国内における輸送にも対応していたのである。ただし、これが高昌国の日常的な運送活動を支えるような性格を有していたとは考えがたく、王「令」による発遣指示に基づく、きわめて限定された運用を基本としていたものと思われる。

またこうした遠行車牛を提供する遠行車牛子には、寺院の僧侶（羅寺道明）・官吏（參軍、主簿、侍郎）の名も見えており、官民・僧俗の別を問わず、遠行のための車牛を供出していたことが知られる。遠行馬でも、「高昌買駄・入練・遠行馬・郡上馬等人名籍」と題された断片文書（72TAM151:56, 57 〈録〉『文書』IV、一七〇頁）に、「次遠行馬、高憲伯、□□□□、永隆寺、常侍慶嵩、張相受、賈寺、冠軍、侍郎子洛」とあり、車牛と同様、その供出者が官民・僧俗に及んでいた如くである。とりわけ注目されるのは、遠行車牛の場合、こうした官民・僧俗にわたる提供者に対して、規定に則り、一律に銀錢が支払われていることである。（d）件に登載される洩林県の主簿などは、当件の運送に従事する殆どの遠行牛を供出し、その結果一二文以上の銀錢⁵⁾を得ている。このことは、こうした遠行車牛の供出というものが、単純に重役として課せられていたと推測することを困難としよう。

そもそもこの地では、麹氏高昌国建国以前の北凉・高昌郡時代に、「按賞配生馬」と呼ばれる、官民を問わず戸内の賞額（財産額）に応じて馬匹を自弁で備えさせ、使者の騎乗に充てる制度が機能していた。この問題を検討された朱雷氏は、この制度が高昌国時代にまで及んでいたことを推定しておられる⁶⁾。氏は、如何なる形でこれが受け継がれていったのか明確にはされていないが、官民にわたる、こうした交通用馬の供出を義務付ける伝統が継承されていたとすれば、冒頭に述べた「遠行馬價錢」とは、唐長孺氏の指摘される如く、そうした徴発を免除されるための錢であった可能性は高い。

遠行車牛というものも同様に、本来的には供出義務の伝統に基づきながらも、その負担の重圧とともに徴発免除の傾向を示していたとすれば、やがて遠行車牛の雇傭化、供出者の固定化への変遷を辿ったと考えられる。遠行車牛子に対する銀錢の支出とは、このような結果と見ることもできよう。前号で触れた如く、この文書の年代が高昌国末期の延壽年間頃であることも、上述した推測にとって有利に働く。以上のことを踏まえるならば、ここに検討した車牛運用に対する銀錢の支出は、この国での日常的な車牛活動全般に対して施行されていたわけではなく、高昌王「令」の指示による、遠距離輸送を目的とするような、特別の運用に限られていたと推定した方が妥当と思われる。（完）

【註】

- (1) 麹氏高昌国時代の官文書中に見える、「宣」と「傳」との関係については、別に議論すべき重要な検討課題である。ひとまず、これらの言葉が、高昌王の「令」との関係で記されるものと理解し、それに基づいてひとつの解釈を提出しておく。なお祝總斌氏は、上奏案件の本文に見える「傳」の字を、高昌王の口令を伝えと解している。同「高昌官府文書雜考」（北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文獻研究論集』第二輯〈北京 北京大学出版社、一九八三年〉、四六七頁）。

- (2)・(3)・(4) 嶋崎昌『隋唐時代の東トルキスタン研究－高昌国史研究を中心として－』（東京大学出版会、一九七七年）、一三三頁～一三五頁、拙稿「麹氏高昌国における郡県制の性格をめぐって－主としてトルファン出土資料による－」（『史学雑誌』第九五編第三号、一九八六年）、四〇頁。始昌城の地理的な比定については、なお今後の検討に待つべきところがある。また安樂（県）城については、李徵「安樂城考」（『中国史研究』一九八六年第一期）、一五三頁～一五八頁、参照。
- (5) 洮林県主簿の得た銀錢一二一文（一八行目）は、彼の供出した牛一頭分の近道價（一文×一頭）と判断できるが、その後の銀錢一四文、四文も、あるいは死んだ牛の肉を売却したり、その他の理由による補償分として、彼が手にしているとも解釈できる。
- (6) 朱雷「吐魯番出土文書中所見の北凉“按賞配生馬”制度」（『文物』一九八三年第一期）、三五頁～三八頁。

■ 余 信「奏聞奉信」印の資料

『吐魯番出土文書』に収録されている麹氏高昌国時代の文書のなかには、若干点だが、「奏聞奉信」印や「虔表上啓」（虔恭上啓）印が捺されているものがある。いずれも官文書と考えられるものばかりなので、これらの印も官衙で捺されたものと判断できるが、印文の意味や捺印の原則など、今後検討していかなければならない問題は少なくない。

ところで、池田温先生から「奏聞奉信」印が捺されている資料がこれ以外にもう一点あることを教えられた。『高昌殘影』に収録されている「大智度論」がそれである（同書、図版XXV）。この写経は、「延壽四〇（年）丁亥歲九月二日、」經生合〇善歡抄、用紙十九張。崇福寺法師玄？寛？覆校」という四行からなる題記を有しており、写経本文と題記との中間には二行ばかりの空欄が認められる。その空欄の第二行冒頭に「上」字が一字だけあり、その下に二行にまたがるようにして「奏聞奉信」印が捺されている。写真から判断すると、印は一辺が約5 cmで、篆刻。薄めだが印文は間違いなく「奏聞奉信」と判読できる。

管見の範囲内では、「奏聞奉信」印の一点目の事例であるが、写経に捺されている例はこれが唯一である。そのためにこれは「奏聞奉信」印の意味や機能を考える上で大変貴重な例といえる。と同時に、この写経の事業主体や奉納先など、いわばその性格もおのずと明らかになるのではないだろうか。

またこの写経が行なわれた延壽四（六二七）年も、他の九点の紀年の上限と一致する。つまり文書にみえる「奏聞奉信」印の初出は、二点の「田畝作人文書」の延壽四年で、それ以前には実証的にも、理論的にも大きく遡及できないのであるが（このことは、単に事例がないということの意味しているのではなく、「虔表上啓」印との関係や官文書の様式一般との関連をも考慮して得られた推定である）、この写経はそれを裏付けることになり、この点においても果たす役割は小さくないように思う。

(N)

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒 川 正 晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)